

新型コロナウイルスワクチン接種のお知らせ

接種が受けられる時期

4月末の週にワクチンが届く予定になっています。はじめはワクチン数が少ないため、本村ではクラスター防止を目的として、高齢者施設の入所者等から接種を開始し、終わり次第、65歳以上の高齢者の接種を開始する予定です。

接種対象は16歳以上となっています。妊婦や子供については、安全性や有効性の情報などを見ながら国において検討されます。

年齢	接種券発送希望調査時期	接種開始時期
65歳以上	3月末～4月上旬	4月下旬～一部の高齢者施設入所者及び従事者・65歳以上の高齢者
65歳未満	6月～7月	7月以降 基礎疾患のある人が優先になります。

※ワクチン流通により予定は変更となる場合があります。

接種が受けられる場所

●球磨村診療所及び人吉市医師会の受託医療機関での個別接種

接種回数と費用

(接種回数) 2回接種

(費用) 無料※全額公費で接種を行います。

接種を受けるための手続き

●65歳以上の人には、「接種券」「接種のお知らせ」「希望調査ハガキ」等を送付していますので、「希望調査ハガキ」を返信してください。返信締切日を過ぎたあとでも、申し込みは可能です。

●65歳未満の人については、接種券発送時期になりましたらお知らせします。

接種を受ける際の同意

住民の皆様を受けていただくようお願いしていますが、接種を受けることは強制ではありません。予防接種による感染防止効果と副反応のリスクの双方について理解した上で、自らの意思で接種を受けて下さい。

副反応が起きた場合の 予防接種健康被害救済制度

ワクチン接種では、副反応による健康被害が極めてまれですが、なくすることができないことから、救済制度がもうけられており、このワクチンについても、予防接種法に基づく救済を受けることができます。

接種を受ける際の同意

Q:入院・入所の場合はどうしたらいいですか？

A:入院中の医療機関や入所中の施設に接種可能かお尋ねください。

Q:本村に住民票を置いているのですが、住んでいるのは他の市町村です。住民票外の居住地で受けることができますか？

A:国が示した以下の項目に該当すれば、他の自治体でも接種可能です。

- (1) 出産のために里帰りしている妊産婦
 - (2) 遠隔地へ下宿している学生
 - (3) 単身赴任者
 - (4) 他自治体での入院・入所者
 - (5) 基礎疾患を持っており、他自治体にいる主治医のもとで接種を受ける場合
 - (6) 災害による被害を受け、他自治体に住んでいる人
 - (7) 拘留または留置されているもの、受刑者
- なお、(1)～(3)の場合は、接種を受ける自治体へ事前の届出が必要となりますので、接種を受ける自治体へお問合せください。

申請・問い合わせ

保健福祉課 保健予防係 ☎(32)1139



広報くまむら 第34号

災害臨時お知らせ版

令和3年4月12日発行
【編集と発行】
球磨村役場 復興推進課
企画調整係 ☎(32)1114



軽自動車税の減免申請について

減免対象者

①身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人が所有する軽自動車等

(身体障害者で年齢18歳未満の人又は精神障害者と生計を一にする人が所有する軽自動車等を含みます。)

②身体障害者のために特別の仕様(車椅子の昇降装置、固定装置又は浴槽を装着するなど)がされた軽自動車など

※減免できる軽自動車等は1人につき1台です。

※障害の区分、程度によって、減免できない場合もあります。詳しくはお問い合わせください。

申請に必要なもの

- ①上記該当の手帳
- ②運転される方の免許証
- ③減免対象車の車検証
- ④軽自動車税納税通知書兼納付書
- ⑤印鑑

申請期限

4月28日(水)

※軽自動車税を口座振替でお支払いの人は、令和3年4月23日(金)までに申請ください。

※減免を受けるには、年度ごとに申請が必要です。

申請・問い合わせ 税務住民課税務係 ☎(32)1113

インターネットサービスご利用の皆さんへ

インターネットサービス利用料を振替希望の人は、毎月25日に口座振替を行います。

なお、25日が祝日及び土日の場合は、金融機関の翌営業日に口座振替を行います。

4月は、一括納付希望の人は、1年間分(56,760円)を口座振替しますので、よろしくお願ひします。また、納付書での納付をされている人で、口座振替に変更したい人は、お問い合わせください。

申請・問い合わせ 総務課財政係 ☎(32)1111